The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	『論語』にみる政治理念とその実現の方法 ： 有若の語を中心として
Author(s)	大形, 徹
Citation	中国研究集刊. 2015, 60, p. 1-19
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/58657
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

中国研究集刊　称号（総六十号記念号）平成二十七年六月　一―一九頁

『論語』にみる政治理念とその実現の方法

―有若の語を中心として―

大形　徹

はじめに

『論語』学而篇の二つ目の話、

有子曰、「其為人也孝弟、而好犯上者、鮮矣：不好犯上、而好作亂者、未之有也。君子務本、本立而道生。孝弟也者、其為仁之本與！」

（有子曰く、其の人となりや孝弟にして、上を犯すを好む者、鮮なし。上を犯すを好まずして、乱を作すを好む者、未だ之れ有らざるなり。君子は本を務む、本立ちて道生ず。孝弟なる者は、其れ仁を為すの本たるか）。

（〈拙訳〉有先生がおっしゃった。「その人となりが孝悌であって、上を犯すことを好む者はすくない。上を犯すことを好まないで、乱をおこすことを好む者は、いまだかつてない。君子は本を務めるものである。本が立って道が生まれる。孝悌というのは、仁を為すことの本であろうか」と）。

は、これまで、さほど注目されることはなかった。

有子は有若（前五一八―四五八）。孔子の晩年の弟子であり、孔子（前五五一―前四七九）よりも三十三歳わかい（注1）。孔子の弟子の中では、目立った存在ではない。しかし、この言葉が、孔子のはじめた教団のその後の性格を決定づける大きな役割を果たしていると思われる。

『論語』は孔子およびその弟子たちの言行録である。そのため、孔子および弟子たちの率直な言葉が記されている。断片的な言葉が記されているが、その間に脈絡は、ほとんどなく、まとまった記述とは言い難い。しかし、それでも、その構成や編成にいくつかの工夫が凝らされ、意図が秘められているようにみえる。

孔子の言葉には、政治に対する理念が記されている。『論語』全体では三十一の話の中に「政」という語が記されている。そのなかでも斉の景公、季康子、葉公などの為政者、子路、子貢などの弟子が「政を問う」ている。孔子に対して政治とは何かをたずねているのである。仲弓は季氏の宰、子夏は莒父宰となってからたずねている。そして孔子の答えは、相手に応じてそれぞれ異なっている。

それらの理念を実現させるためには、まず官吏として取り立てられ、そのあと実際に政治を担当していく役職につかねばならない。憲問第十四の、

子曰く、其の位に在らざれば、其の政を謀らず(注2)。

(〈拙訳〉先生がおっしゃった。その位についていなければ、その政を謀らない)。

は、まさにその意味の言葉であろう。

孔子の教団は官吏や政治家となるために、どのような知識が必要かということを学ぶ場でもあった。けれどもたんに知識を学ぶだけでは官吏となることは難しい。人物そのものも問われる。その際、このような人物こそ、政治の場に必要である、と弟子を売り込むことは大切である。たとえば、子路篇の

子曰く、苟しくも其の身を正さば、政に従うに於いて何をか有らん。其の身を正す能わざれば、如何(いかん)ぞ人を正さん、と(注3)。

(〈拙訳〉先生がおっしゃった。「いやしくも、みずからの身を律していれば、政治を行うにあたり、何の困ったことがおころうか。みずからの身を律することができなければ、どうして、人の身を律することができよう」と)。

という話がある。

自らの身を正すことが、政治を行う基本であるとする。そして、その自らの正しさをもって、人の身を正すのだという。そこには、一点の妥協もない。ただこのような人物が実際に政治を行えば、そこにおこるであろう、も

ろもろの衝突は容易に想像できる。

しかし、為政者が求める人物像は、少し異なっていたかもしれない。下克上の時代にあって、為政者自身がもっとも恐れることは、自らの地位の安泰を脅かすことであったのではないか。地位の安泰を確保したうえで国を富ませていくこと。それが求められたのではないか。その際、どのような人物を為政者が必要としているかを忖度することは、弟子を就職させるための重要な要素であったと思われる。

有若のいう、その人柄が「孝悌」であって「上を犯すことを好まない」人物は、上に忠であり、下克上を好まない、まさに君主を安心させる人物といえる。有若は、君主の求める人物像を推察したうえで、それを作り出そうとし、またそのことを喧伝しようとしていたといえる。

有若の語は、『論語』冒頭の学而篇の二番目に現れる。学而篇の冒頭は孔子の語である。

これは当然である。それでは二番目というのは、どのような意味をもつのであろう。『論語』では、二番目はよくなく、一番目こそが大切だということにはならない。孔子が『論語』の一番目の話に登場することは、あまりにも、当然なことである。だとすれば、二番目というのは、実質上、弟子のなかで、一番目ということになるのだろう。

『論語』は孔子の言行録とみなされている。けれども、そこには弟子の語も「子」という敬称をつけて紹介されている。ただし「有子」と「曾子（前五〇五―四三五）」のみである。

「有子曰」は三箇所(注4)、すべて学而篇である。うしろの二つは連続してあらわれる。

「曾子曰」は十四箇所(注5)、そのうち二箇所は学而篇、五箇所は泰伯篇にあり、そこでは三つ目の話から連続して五つあらわれる。子張篇にも三箇所みえる。

かたまってあらわれるのは、その弟子あるいは学派が編纂にかかわったからであろう。

興味深いのは、顔淵篇の有若である。

哀公、有若に問いて曰く、年飢え、用足らず、之れを如何せん、と。有若対えて曰く、盍ぞ徹せざるか。曰く、二、吾れ猶、足らず。之れを如何ぞ其れ徹せんや、と。対えて曰く、百姓足らば、君孰んぞ足らざらん。百姓足らざるに、君孰んぞ足らん、と(注6)。

〈拙訳〉哀公が有若に問うて言った。「飢饉で収穫がなく、用に足りない。いかにすればよいのだろ

う」と。有若が、こたえて言った。「どうして徹（十分の一税）になさらないのですか」と。（哀公が）言った。「（税金を）二倍にしても、なお、足りない。それなのに、どうして、徹（十分の一税）になどできようか」と。（有若は）こたえて言った。「人々が足りていたら、君主が、どうして足りないことがありましょう。人々が足りないのに、君主が、どうして、足りることがありましょう」と。）

ここでは「有子」ではなく、「有若」と呼ばれている。そのことで、この話は、有若の門下のものたちによって作られたものではないことがわかる。ただ、この話によって、有若が哀公（生没、?―前四六七）（在位、前四九四―四六八）の下問に答えていることがわかり、魯の政治の中で、かなり重要な地位をしめていたことがわかる(注7)。

一方、『論語』では、曾参には哀公と問答している話はない(注8)。孔子の弟子で、魯公と話をしているのは、宰我と有若のみである。

おそらく、有若は、『論語』編纂の時期に、魯公との関連が深かったのであろう。じつは、そのことは『論語』全体の方向を決定するための重要なポイントであるように思われる。

冒頭にあげた有若の語の裏には、有若が弟子たちを、官吏や大臣として就職させ、孔子の儒教の理想を実現させたいという、決意が示されているようにみえる。

これは孔子の教を学ぶ、私塾の長として当然の発言であろう。そして、そのことを標榜する『論語』とくに学而篇は、それを君主に読ませ、弟子たちの就職をすすめるために著された書物であるともいえるのである。

有若のこの考えは、『荀子』臣道、『礼記』、『孝経』などに受け継がれて、理論化されていく。

『孝経(注9)』の

子曰く、君子の親に事うるや孝、故に忠、君に移す可し。兄に事えて悌、故に順、長に移す可し(注10)。

（〈拙訳〉先生がおっしゃった。「君子は親に事えて孝である、故にその忠の気持ちを君に対して抱くことができる。兄に事えて悌である。ゆえにその従順さは、目上の人にうつすことができる」と。）

が、その典型的なものである。

「孝」という儒教の家族主義にもとづく道徳を君臣の関係に結びつけようとしたものである。

これを君主の側から臣下に説いたものが、日本の聖徳太子(注11)（五七四―六二二）の十七条憲法(注12)である。

十七条憲法の「以和為貴」は、『論語』の有若の語の「禮之用和為貴（禮は之れ和を用て貴と為す）(注13)」を意識したものであろう。そのあと「忠於君」、「臣道」などの言葉があらわれるのである。

一、上を犯す

「述べて作らず(注14)」を信条とした孔子には著作はない。しかしながら、その言行が録され、書物となった。これは孔子自身には思いもよらないことであったかもしれない。たとえば酒の上の戯れ言までもが、事細かく録されているのではないかと思われる。真摯な話よりも、なかば冗談を含んだ辛辣な言葉の方が、弟子たちの記憶に残りやすいのである。

そのように考えれば、『論語』の主人公は孔子であっても、その著者は決して孔子自身ではないことがよくわかる。孔子自身、はるか後世まで伝わるとは思いもよらなかった言葉が多々、『論語』の中に含まれているのである。

だからこそ『論語』は面白い。しかし、この書をもって孔子教団の教科書、あるいは政治理念を述べた書物とするためには、あまりにも危険すぎる書物である。

君主に対する態度

憲問篇の孔子と弟子の子路とのやりとりに次のようなものがある。

子路問事君。子曰、勿欺也、而犯之。
（子路、君に事えんことを問う。子曰く、欺むく勿かれ、而して之れを犯せ、と）
（〈拙訳〉子路が君主に事える方法を先生にたずねた。先生はこたえた。「（君主を）欺むいてはいけない。けれども、（君主を）犯せ」と。）

ポイントは「犯」という文字とその意味である。

金谷治訳の『論語(注15)』では、この部分を「犯せ」と読んで、「さからってでもこれを諫めよ」と訳している。加地伸行訳の『論語(注16)』では、「犯めよ」と読んでいる。

どちらも「諫めよ」の意味で捉えている。

「諫」と訳すのは『史記』楽毅列伝に、紂の時に箕子が用いられなかったが、「犯諫不怠（犯諫して怠らず）

（〈拙訳〉犯諫して怠らなかった）」とあることによるのだろう(注17)。

日本語訳としてはそれでよいかも知れない。けれども原文は、あくまでも「犯」である。「犯」という文字のもつインパクトは、「諫」よりも相当、強いと思われる。ここは子路が孔子に君主への仕え方をたずねた箇所である。それに対して孔子は「欺くな、そして君主を犯せ」と答えているのである。

そもそも子路は勇猛果敢な性格であり、自らもそのことを意識している。孔子はかれのそのような性格を十分にわきまえている。その上で君主に対して欺くようなことをせず、誠実に対応したあと、「犯せ」と述べている。孔子の説いた君主への仕え方が「欺くな、そして君主を犯せ」であったのである。

不好犯上

「上を犯せ」と述べた孔子の語を半ば否定するかのように、「不好犯上」を主張した孔子の弟子がいる。有若である。有若の言葉は『論語』学而篇の二つ目の話にあらわれるが、これは拙論の冒頭に掲げたため、ここでは訓読のみあげる。

有子曰く、其の人となりや孝弟にして、上を犯すを好む者、鮮なし。上を犯すを好まずして、乱を作すを好む者、未だ之れ有らざるなり。君子は本を務む、本立ちて道生ず。孝弟なる者は、其れ仁を為すの本たるか。

学而の冒頭の文は、

子曰、學而時習之、不亦**説**乎。有朋自遠方來、不亦樂乎。人不知而不慍、不亦君子乎。

（子曰く、学びて時に之れを習う、亦た**説**ばしからずや。有朋遠き自り方び来たる、亦た楽しからずや。人知らずして慍らず、亦た君子ならずや(注18)。）

（〈拙訳〉先生がおっしゃった。「学んでは時々、復習する、またよろこばしいことではないか。朋友が遠くから、ならんでやってくる。また楽しいことではないか。学生がものを知らなくても怒らない。また君子ではないか」と。

である。

「子曰」は、孔子の語であることを表している。孔子の言行録に孔子の言葉が載せられるのは当然のことであ

る。しかし、それではなぜ孔子以外の人物の言葉が「子」という敬称をつけて記され、書物の二番目に記されるのであろう。

それは有子や曾子を「子」と呼んでいた人たち、つまりは有若や曾参の弟子たちが、『論語』学而篇を編纂したからに他ならない(注19)。曾参もまた「曾子」と「子」をつけて呼ばれている。おそらく両方の弟子たちが関わっていたのだろう。そして有若の弟子たちが師の語を引き立たせるために『論語』全体の二番目に有先生の語をもってきたのであろう。

孔子より三十三歳も若いとされた有若は(注20)孔子がなくなるときは、まだ四十歳を少しこしたばかりではないだろうか。容貌が孔子に似ていたという。そのため担ぎ出されたという話もある(注21)。そのことが本当ならば、有若は実力もないのに上に立ったことになる。しかし、その有若が、『論語』を編纂するこの頃には、「子」という尊称をつけて呼ばれている。それはやはり、孔子の後継者たちの中での彼の地位を示すものであろう。哀公と問答をしていることも、その地位を高くすることにつながっているのであろう。それがいつ頃かはわからないが、孔子と年のあまりかわらない初期の弟子たちは、もうすでにこの世を去っていたのだろう。いずれにしても有若は「子」と呼ばれ、その弟子たちが『論語』学而篇の編集に関わっていたと思われる。

有若の言葉を録すこの章には、一見して上に諂い、君主にすり寄るイメージがある。また孝悌と仁をむりやり結びつけているようにみえる。そのため読んだ印象はあまりよくない。また論旨がわかりにくいため、「有若は孔子の弟子の中でもあまり頭のよくない男(注22)」のようにみられている。

けれども、この章は、『論語』全体の中では、きわめて重要な役割を果たしている。ここでは孔子の教団の弟子の養成は、決して教祖の孔子の説くような「君主を犯してまでも諫言することを潔しとして肯定する」ような危険な集団ではないことを高らかに宣言しているのである。

この章の読者としてまず設定されているのは、身分の低い者たちではない。君主をはじめとする高い地位についている者たちである。それらの者たちに、孔子教団は、自らの私塾で教育した順従で有能な若者を薦めたのであろう。その視線の先にあるのは、弟子たちを雇ってくれる君主である(注23)。

「上を犯すを好まず」という、有若のこの章には、孔子の「上を犯せ」を和らげる効果がある。そのため、こ

の章を『論語』の二つ目におく意味は大きかったと思われる。儒教を学ぶ学生が、「上を犯すを好まず」、「孝弟」であって「仁」であるというイメージを植えつけるのに役立っているのである。そのため、いくつかに分かれていたと思われる孔子の後継者たちを半ば代表するかのように、『論語』の二番目に登場させたのではないだろうか。

二、『論語』にみる君臣と忠

『論語』八佾に、

定公問、君使臣、臣事君、如之何。孔子對曰、君使臣以禮、臣事君以忠。

（定公問う、君、臣を使い、臣、君に事うるは、之れを如何、と。孔子対えて曰く、君、臣を使うに礼を以てし、臣、君に事うるに忠を以てす、と）。

（〈拙訳〉定公が尋ねた。「君主が臣下を使い、臣下が君主に仕えるには、どうしたらよいか」と。孔子がこたえていった。「君主が臣下を使うのに礼をもちい、臣下が君主に仕えるのに忠をもちいる」と。）

とみえる。

『論語』には君臣関係に言及したものは他にもある。また「忠」の文字も多くみえるが、「まごころ」と理解されていることが多い。ここも「まごころ」の意味であろう。しかし、君臣の関係で「忠」の文字がみえるのは、ここのみであり、のちの「忠君」につながっていくと思われる。

三、『荀子』の忠

有若は思想家というには、あまりにも残されている言葉が少ない。それに比べると荀卿（前三一三？―前二三八？）の『荀子』にはまとまった記述がある。この中に君道篇と臣道篇がある。君道と臣道は補完的な篇で、二つあわせて一つなのかもしれない。これらの篇があるということだけで、『荀子』が君臣の関係を重視していることがわかる。ここでは、ほんの一部分のみ紹介したい。

君道では、

上不忠乎君

（上は君に忠ならず）

（〈拙訳〉上は君に忠ではなく）

上忠乎君

（上は君に忠）

（〈拙訳〉上は君に忠であり）

臣道では、

有大忠者、有次忠者、有下忠者、有國賊者

（大忠なる者有り、次忠なる者有り、下忠なる者有り、国賊なる者有り）

（〈拙訳〉大忠なるものがある、次忠なるものがある、下忠なるものがある、国賊なるものがある）

『荀子』では他にも礼論に「夫忠臣孝子」（夫の忠臣孝子）といった記述がみえる。それらは君臣という関係を絶対に動かせない基準として容認し、それを孝子という父子の関係と並列におこうとしているようにみえる。もちろん、本来、父子関係こそ動かすことのできないものである。それを君臣関係と組み合わせて、君臣関係を先におくことによって、君臣関係もまた動かすことのできないものであるようにみせかけたのである。

四、孝弟也者、其為仁之本與

有若の語である「孝弟也者、其為仁之本與」では、「孝弟」と「仁」が結びつけられている。

これはすでに『論語』学而の孔子の語のなかに、

子曰、弟子、入則孝、出則弟、謹而信、凡愛衆、而親仁。

（子曰く、弟子、入りては則ち孝、出でては則ち弟、謹しみて信あり、凡く衆を愛して、仁に親しむ、と）。

（〈拙訳〉先生がおっしゃった。「弟子は（家に）入っては孝、（外に）出ては悌、謹しみぶかくて信頼できる。ひろく衆人を愛して、仁に親しむ」と）。

とみえる。

孔子の語では弟子の行うべきこととして「孝」と「弟」が並べられており、それが「仁」と結びつけられている。有子の語は、それを敷衍したといえるかもしれない。孝については『孝経』の作者とされている曾子というイメージが強いが、有若もまた孝については深い関心

を抱いているのである。

五、『孝経』の忠

『孝経』に「孝」が現れるのは当然だが、「孝」と「忠」があわさって現れる場合がある。

さきにとりあげた『孝経』第十四章、廣揚名には、

子曰、君子之事親孝、故忠可移於君。事兄悌、故順可移於長。…

とあった。

ここでは『論語』学而にみえた有若の語である「孝悌」が、「孝」と「悌」の二つに分けて使用されており、明らかにその影響を受けていることがわかる。そして「孝悌」という本来、血縁関係の中だけで通用する道徳が、君主を中心とする政治の秩序の中でも使われるべきだと述べているのである。親に仕える「孝」が君主に対する「忠」になり、兄に仕える「悌」が長に対する「順」になるというのである。

『孝経』第十七章、事君にも「忠」と「上下」の関係が説かれている。

子曰く、君子の上に事うるや、進みては忠を尽くさんことを思い、退きては過を補わんことを思い、其の美に将順(したが)い、其の悪を匡救(ただ)す(注24)、故に上下能く相い親しむなり(注25)。

〈拙訳〉君子が上につかえるには、進んでは、忠をつくそうと思い、退いては過(あやま)ちを補おうと思い、上の者の美にしたがい、上の者の悪をただそうとする(注26)、そこで上下はあい親しむのである)。

「事君」とは「君に事える」、つまり、君主に仕えることである。ここは『孝経』という「孝」のことを説く書物であるにも関わらず「孝」の語はあらわれず、「忠」と「上下」という語があらわれる。君子が「上」に仕える心構えなのである。ここを見れば、『孝経』という書物が本当に説きたいのは、じつは「孝」ではなく「忠」なのではないかと思わせる文章になっている。

六、『礼記』の忠

『礼記』祭義にみえる「忠」も「孝」と関係がある。

曾子曰く、身なる者は、父母の遺しし体なり。父母

の遺しし体を行うに、敢えて敬しまざるか。居処莊ならざるは、孝に非ざるなり。君に事えて忠ならざれば、孝に非ざるなり。官に蒞みて敬しまざるは、孝に非ざるなり。朋友信ならざるは、孝に非ざるなり。戰陳勇無きは、孝に非ざるなり。五者、遂げざれば、災、親に及ぶ、敢えて敬しまざるか、と(注27)。

〈拙訳〉曾先生がおっしゃった。身というものは、父母の遺した体である。父母の遺した体を行うのに、あえて敬しまないでいられようか。居処が莊重でないのは、孝ではない。君に事えて忠でないのは、孝ではない。官に蒞んで敬しまないのは、孝ではない。朋友が信でないのは、孝ではない。戰陣で勇で無いのは、孝ではない。五つのものを遂行できなければ、災は親に及ぶ、あえて敬しまないでいられようか、と)。

ここでは「有若曰」ではなく、「曾子曰」である。曾子(曾参)は親孝行で有名な人物であり、曾参をめぐる説話も親孝行の話を中心に展開している(注28)。

ここで曾参は、親の遺した体を大切にするという孝の話から説き起こす。しかし、その論理がいつのまにか、「君につかえて忠でなければ孝ではない」という話と結びつけられているのである。この論理には飛躍がある。そのため、順序だてて論理的に解釈することは難しい。

けれども、「君につかえて忠でなければ孝ではない」ということが先にあり、それを導きだすための文章だと考えれば納得がいく。『礼記』祭義にみえる「忠」もまた「孝」と関連させているのである。

そもそも「孝」は親子の関係である。これは生まれたときから決まっており、絶対的なものである。それに対して「忠」は君主と臣下の関係であり、相対的なものである。それなのに「忠でなければ孝ではない」というのは矛盾する。しかしながら、「孝」は親子という上下関係、「忠」もまた君臣という上下関係であることを利用して、家族の関係を国家の統治に組み入れ、合理化させようとしているといえる。

七、「和」の日本への影響

ここで話を日本に転ずる。有若の言葉、とくに「和」は十七条憲法にも影響を与えているようにみえる。「和」は、孔子以後の儒教の中では、それほど大きな意味をもったようにはみえない。しかし聖徳太子(注29)の「十七

条憲法」の中では、冒頭の句としてとりあげられ、日本に大きな影響を与えることとなった。「日本」という国号と並列して使われた「倭」「大倭」にもとづく「大和」、日本一般をさす「和」という言葉の使用には、聖徳太子の日本国憲法の「和」の影響があるだろう。

十七条憲法の第一条の和

第一条 原文

一曰。以和為貴。無忤為宗。人皆有黨。亦少達者。是以或不順君父。乍違于隣里。然上和下睦。諧於論事。則事理自通。何事不成。

〈一に曰わく、和を以て貴しとし、忤うこと無きを宗とせよ。人みな党あり、また達れる者少なし。是を以て、あるいは君父に順わず、また隣里に違う。しかれども、上和ぎ下睦びて、事を論うに諧うときは、すなわち事理おのずから通ず。何事か成らざらん(注30)。

〈拙訳〉一にいう。和を貴いものとし、逆らうことがないことを旨とせよ。人にはみな徒党があり、また事理に到達した人は少ない。そこで君主や父親に順わず、あるいは隣里の人たちともうまくいかないことがある。しかし、上の者が和らいで接し、下の者が睦みあって、事を論じる時に和諧の気持ちをもってすれば、事理は自然と通じ、何事もうまくいかないものはないのだ〉。

この文は『日本書紀(注31)』推古天皇十二年のところに引用されているものだが、このすぐ前に冠位十二階のことが記されている。これは位階を大徳・小徳・大仁・小仁・大礼・小礼・大信・小信・大義・小義・大智・小智の十二階(注32)の儒教的徳目により、十二に分かったものである。それまでの豪族が政治を世襲的に支配していたものを、まったく別の原理を持ち込むことによって、これまで慣例化していた支配体制の流れを断ち切ることをめざしたものであろう。

この文章自体は『論語』学而篇の有子の語、

「禮之用和為貴」

礼は之れ和を用て貴しと為す。

〈拙訳〉礼は和を貴しとする〉

を踏襲したものであることは明らかである。

この文は、朱子は、

禮の用は、和を貴しと為す。
（〈拙訳〉礼の用は和を貴しとする）

と読んでいる。

朱子は「用」は「以」の意味ではなく、おそらく体用の「用」として理解している。

十七条憲法の解釈は朱子よりも六百年ほども古い。そのため、『論語』の注釈書としてみても興味ぶかい。十七条憲法では「用」を「以」に置き換えて読んでいる。

これは『礼記』儒行に、

禮之以和為貴（注33）
禮は之れ和を以て貴しと為す
（〈拙訳〉礼は和を貴しとする）

と、「用」が「以」に置き換えられていることと関わるかもしれない。

『孔子家語』儒行解は、篇名からみても『礼記』の影響を受けているのだが、この部分は「禮必以和」（禮は必ず和を以てす）（〈拙訳〉礼は必ず和をもってする）と文字としては「用」を「以」に置き換えている。

細かな解釈はともかく、ここの文脈もまた有若の言葉の影響下にある。そしてそのあとの十七条憲法は、冒頭の部分だけにとどまらず、全体としても有若の考え方に沿ったものとなっている。

それは儒教による支配原理であった。これは当時、模範としていた中国の理想的な原理であるため、当時の豪族がそれに抗うことは不可能であったと思われる。

聖徳太子は仏教の熱烈な信奉者であったため、十七条憲法でも仏教のことばかりが強調されているように思われるかもしれない。しかし、仏教に言及するのは第二条の「二曰、篤敬三寶、三寶者仏法僧也（二に曰く、篤く三寶を敬え、三寶とは仏法僧なり）」の部分のみである。

そして君臣および上下関係を意識した語が多いことに気づく。その部分のみを取り出して簡単に表にしてみた。

十七条憲法のうち、じつに十の条文の中に、君臣という上下関係を確固たるものにしたい、という意志を読み取ることができるのである。

先にみた条文に含まれている身分、上下関係を示すキーワードをあげてみると左記のようになる。

天、地、上、下、位次、礼（四）国家、王、君父、

条	君、臣およびそれに関わる語	備考
第一条	一曰…是以或不順君父…然上和下睦…。	
第三条	三曰…君則天之。臣則地之…君言臣承。上行下靡…。	
第四条	四曰…群卿百寮、以礼為本。其治民之本、要在乎礼。上不礼而下非齊。下無礼以必有罪。是以群臣有礼、位次不乱、百姓有礼、国家自治。	
第五条	五曰…臣道亦於焉闕…	
第六条	六曰…其如此人皆无忠於君、无仁於民、是大乱之本也…	
第八条	八曰…群卿百寮…	
第九条	九曰…群臣共信、何事不成。群臣无信、万事悉敗。	
第十一条	十一曰…執事群卿…	
第十二条	十二曰…国非二君。民無兩主。率土兆民。以王為主。所任官司。皆是王臣。	率土は『詩経』の語。
第十四条	十四曰…群臣百寮無有嫉妬…	

君（二）、忠於君、主（二）、群卿百寮（二）、群卿、群臣百寮、群臣（三）、臣、臣道、王臣

君、臣に関わる語がかなり多いことに気づく。そしてこの文脈の中では「礼」もまた上下関係を示す語だという事に気づく。

『礼記』祭統に

明尊卑之等

尊卑の等を明らかにす

（〈拙訳〉尊卑の差等を明らかにする）

という語がある。

これは「礼」というものが本質的に差等を含んだものであることを端的に示している。父に対する礼と叔父に対する礼、他人に対する礼は差があって当然である。差等をつけることこそかが、「礼」なのである。

冠位十二階と十七条憲法は当時の豪族による政治を脱却したいという太子の気持ちの現れであろう。これはそれまでの権力構造、身分制社会を根柢からひっくり返そうとするものであった。そして全く新しい身分制度を作り出し、目にみえるわかりやすい形で差等をつけ、その

順位こそがすべてであるとした。それまでの枠組みの中の権力は、そこでは一切の力を失ったのである。

冠位十二階という新しい枠組みはできあがった。けれども個々の臣下たちの心構えを教育しなければ、その枠組みそのものを再びひっくり返されてしまう恐れがあった。その心構えの教育のために作られたのが「礼」を尊ぶ十七条憲法であったのだろう。その内容は君臣関係という上下の関係を儒教的枠組みの中で固定させ、それがいかに大切なものであるかを説いているのである。

君臣関係は親子の関係のように絶対的なものではない。相対的なものである。中国の歴史を繙けば、すぐにわかるように皇帝をはじめとする君主の地位は、いとも簡単に覆ってしまう。

その関係を確固たるものにする言葉が、十七条憲法第二章の「君父」であろう。血縁的紐帯である「父」と子の関係を、後天的に作られた関係である「君」と臣の関係に擬似的に重ね合わせたものが「君父」である。その「父」と「子」という上下関係を横滑りさせ、「君臣」という上下の関係と同じだと説いたのが『孝経』である。この『孝経』についてはさきに考察した。

おわりに

有若の場合は弟子を就職させる立場からの君臣関係の肯定であった。十七条憲法の場合は、為政者の立場からの君臣関係の肯定である。立場は百八十度異なるものの、その内容は全く同じといってよいものであった。ここに儒教を教えることが政治的にいかに有効であるかということの根本をみることができるのである。

孔子は「政」のことを常に説いていた。そのことは『論語』の中に数多くみえる。為政者も弟子たちも孔子に「政」とは何かをたずねている。孔子は、すばらしい言葉を多く残してはいる。しかし、さきにもみた「（君主）を犯せ」のように、為政者にとってみれば不安になるような過激な言葉をも発している。その過激な言葉を中和させ、弟子たちの就職を有利にさせたいという言葉が、有若の「其為人也孝弟、而好犯上者、鮮矣。不好犯上、而好作亂者、未之有也。君子務本、本立而道生。孝弟也者、其為仁之本與」であった。有若の言葉の中には、「君臣」、「忠孝」という語はまだみえない。けれども儒教は「孝悌」を梃子にして「君臣」関係へとすすめ、「忠孝」という理論を整備させていくのである。そ

れは、何よりもまず就職して官吏や宰相にならなければ、理想の「政」を実現できないという儒教の現実認識が反映しているのであろう。その結果、中国では長い間、儒教が封建社会の政治原理として機能し、一定の役割を果たすのである。

そしてそれは日本においても同様に有効であった。日本では支配者の側からむしろ積極的に儒教を導入した。それは中国での実績を理解した上でのものであった。聖徳太子以降では、江戸幕府（一六〇三―一八六七）が林羅山（一五八三―一六五七）を登用して積極的に儒教を採用した。このときの儒学は朱子学であったが、日本の政治および教育に大きな影響を与え、日本人の知識水準を高く引き上げる事に貢献している。

※本稿は、拙稿「《論語》的政治理念及其実現方法」楊冰訳、『国際儒学論壇・二〇一三　儒家思想与理想之治　論文集（下）』中国人民大学、一〇八―一一六頁、二〇一三年十一月二十九日に香山飯店にて口頭発表、の日本語原文にもとづく。発表の際、岸田知子氏ほかより、有益なコメントをいただき、それにもとづき、大幅に加筆修正した。

注

（1）張岱年主編『孔子百科辞典』上海辞書出版社、二〇一〇年二七六頁、有若を参照。錢穆『先秦諸子繫年』、錢賓四先生全集刊行委員会、聯經出版事業公司、一九九八年、九十頁には「少孔子十三歳（列傳）」「或説三十三歳（正義引家語、又論語邢疏引作少四十三歳）」と記され、十三歳、三十三歳、四十三歳若いという説を載せている。また有若の字（あざな）については、岸田知子「『論語』における名と字と諡」大修館、漢文教室一九七号を参照。

（2）子曰、不在其位、不謀其政。

（3）子曰、苟正其身矣、於從政乎何有。不能正其身、如正人何。

（4）学而第一　1は前掲。

2有子曰、禮之用和為貴。先王之道、斯為美、小大由之。有所不行、知和而和、不以禮節之、亦不可行也。

3有子曰、信近於義、言可複也。恭近於禮、遠恥辱也。因不失其親、亦可宗也。

（5）学而第一　1曾子曰、吾日三省吾身―為人謀而不忠乎。與朋友交而不信乎。傳不習乎。

2曾子曰、慎終、追遠、民德歸厚矣。

里仁第四

3子曰、參乎。吾道一以貫之。曾子曰、唯。子出。門人問曰、何謂也。曾子曰、夫子之道、忠恕而已矣。

泰伯第八

4曾子有疾、召門弟子曰、啓予足。啓予手。詩云、『戰戰兢兢、如臨深淵、如履薄冰。』而今而後、吾知免夫。小子。

5曾子有疾、孟敬子問之。曾子言曰、鳥之將死、其鳴也哀。人之將死、其言也善。君子所貴乎道者三、動容貌、斯遠暴慢矣。正顏色、斯近信矣。出辭氣、斯遠鄙倍矣。籩豆之事、則有司存。

6曾子曰、以能問於不能、以多問於寡、有若無、實若虛、犯而不校、昔者吾友、嘗從事於斯矣。

7曾子曰、可以託六尺之孤、可以寄百里之命、臨大節、而不可奪也、君子人與君子人也。

8曾子曰、士、不可以不弘毅、任重而道遠。仁以為己任、不亦重乎、死而後已、不亦遠乎。

顏淵第十二

9曾子曰、君子以文會友。以友輔仁。

憲問第十四

10曾子曰、君子思不出其位。

子張第十八

11曾子曰、堂堂乎張也。難與並為仁矣。

12曾子曰、吾聞諸夫子、人未有自致者也必也、親喪乎。

13曾子曰、吾聞諸夫子、孟莊子之孝也、其他可能也、其不改父之臣與父之政、是難能也。

14孟氏使陽膚為士師、問於曾子。曾子曰、上失其道、民散久矣。如得其情、則哀矜而勿喜。

(6) 哀公問於有若曰、年饑、用不足、如之何。有若對曰、盍徹乎。曰、二、吾猶不足。如之何其徹也。對曰、百姓足、君孰不足。百姓不足、君孰與足。

(7) ただ有若の答えは、高圧的なものいいのように聞こえ、それは、さきにみた「上を犯すことを好まない」とは、イメージが異なっている。

(8)『論語』のなかで魯の定公の話は二つ。相手はいずれも孔子。哀公の話は四つ。そのうち孔子が二つ、宰我が一つ、有若が一つ。

(9) 加地伸行『孝経』講談社学術文庫、二〇〇七、同『孝研究：儒教基礎論』研文出版、二〇一〇、加地伸行著作集三を参照。

(10) 子曰、君子之事親孝、故忠可移於君。事兄悌、故順可移於長。

(11) 東京都美術館［ほか］編集『聖徳太子展＝The Prince Shotoku exhibition』NHKプロモーション、二〇〇一。

(12) 七二〇年の『日本書紀』に初出。成立は推古天皇一二年（六〇四）とされるが、聖徳太子の作ったものではないとする説もある。

(13)「七、「和」の日本への影響」で論ずる。朱子の『論語集注』

は、「禮之用、和為貴（禮の用は和を貴しと為す）」と句読を切るが、十七条憲法の時点では、この読み方はない。

(14)『論語』述而篇、子曰、「述而不作、信而好古、竊比於我老彭」。

(15) 岩波文庫、一九六三年版。金谷治氏は翻訳にあたって伝統的な読み方を重視している。

(16) 講談社現代新書。

(17) 紂之時、箕子不用、犯諫不怠、以冀其聽。

(18) 貝塚茂樹訳『論語』中公文庫、一九七三年を参照。そこでは、「有」を「友」の意味で読んでいる。また「遠方自り」ではなく、「遠き自り方び来たる」と読んでいる。ただし、「不慍」は、うらみず、ではなく、古注に従い、いからず、と読んだ。

(19) 程伊川の説として『論語集注』にみえる。前掲『孔子辞典』有若参照。

(20) 前掲貝塚茂樹『論語』。

(21) 前掲『孔子辞典』有若参照。

(22) 前掲貝塚茂樹『論語』二二頁。もっとも貝塚は、そのあと有若のこの文を中庸の理論と結びつけ、「形而上学的な体系の上に発想されている」と述べている。

(23) 先進篇に「政事、冉有、季路」とあり、冉有と子路は政と関連づけられている。子路は「季氏の宰（公冶長）」となってる。『史記』の仲尼弟子列伝、清、朱彝尊に『孔子弟子考』、苗楓『孔子弟子資料滙編』孔子文化大全編集部、一九九一年に弟子に対する詳しい考察がある。

(24) この部分の訓読は、武内義雄『孝経・曾子』岩波文庫、一九四〇年によった。

(25) 子曰、君子之事上也、進思盡忠、退思補過、將順其美、匡救其惡、故上下能相親也。

(26) この部分の訓読も前掲『孝経・曾子』によった。

(27) 曾子曰、身也者、父母之遺體也。行父母之遺體、敢不敬乎。居處不莊、非孝也。事君不忠、非孝也。蒞官不敬、非孝也。朋友不信、非孝也。戰陳無勇、非孝也。五者不遂、災及於親、敢不敬乎。

(28) たとえば『戦国策』秦二で説かれる、曾参の母が曾参が人を殺したという噂話を三度聞いて逃げ出した、というものは、曾参が親孝行であり、人殺しなどするはずがない、という話がベースになっている。

(29) 家永三郎［ほか］校注『聖徳太子集』岩波書店、一九七五、日本思想大系二。聖徳太子［著］、家永三郎［ほか］校注『聖徳太子：勝鬘経義疏・憲法十七条・他一篇』岩波書店、一九九一、原典日本仏教の思想一、新川登亀男著『上宮聖徳太子伝補闕記の研究』吉川弘文館、一九八〇、戊午叢書、吉村武彦著『聖徳太子』岩波書店、二〇〇二、岩波新書 新赤版、七六九、新川登亀男著『聖徳太子の歴史学：記憶と創造の一四〇〇年』、講談社、二〇〇七、講談社選書メチエ三八二等を参

照。

(30) 前掲『聖徳太子集』、『聖徳太子：勝鬘経義疏・憲法十七条・他一篇』の読み方を参照した。

(31) 『日本書紀』は日本の歴史を漢文で記した書籍であり、『古事記』とほぼ同じ時期に成立している。『古事記』が日本語で記されているのに対し、『日本書紀』が漢文で記されているのは、中国あるいは朝鮮で読まれることを意識しているのだろう。

(32) 『日本書紀』と『隋書』東夷伝、倭国にみえる。『隋書』のものは並び方が異なる。

(33) この部分を含む儒行篇の一節は「儒有博學而不窮、篤行而不倦。幽居而不淫、上通而不困。禮之以和為貴。忠信之美、優游之法、舉賢而容、毀方而瓦合。其寛裕有如此者」である。